


登録商標「」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 28(行ケ)10262・平成 29 年 9 月 13 日(1 部)判決<請求認容／審決取消>▶特許ニュース No. 14558

### 【キーワード】

他人の業務の商品・役務との混同のおそれ(法 4 条 1 項 1 5 号), 引用商標の周知著名性, 標章の独創性(創作性)

### 【主 文】

- 1 特許庁が無効 2015-680001 号事件について平成 28 年 11 月 2 日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を 30 日と定める。

### 【事案の概要】

本件は, 商標登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり, 争点は, ①商標法 4 条 1 項 1 1 号該当性(商標の類否)及び②同項 1 5 号該当性(混同のおそれ)である。

#### 1 本件商標及び特許庁における手続の経緯等

(1) 被告(福建鴻星尔克体育用品有限公司)は, 次の商標(以下「本件商標」という)に係る商標権を有している(甲 1, 2)。

国際商標登録	第 1 1 1 9 5 9 7 号
商標の構成	下記のとおり
国際商標登録出願日	2 0 1 2 (平成 2 4) 年 2 月 2 0 日
設定登録日	平成 2 5 年 3 月 1 5 日

指定商品 第 1 8 類「擬革, 通学用かばん, バックパック, 旅行用小型手提げかばん, スケート靴用革ひも, 獣皮, 傘」, 第 2 5 類「被服, 新生児用被服, 水泳着, 防水加工を施した被服, 履物及び運動用特殊靴, 帽子, メリヤス下着・メリヤス靴下, スカーフ, 手袋(被服), スポーツジャージ及び競技用ジャージ, ティーシャツ, ジャケット(被服), フットボール靴, サンドル靴及びサンダルげた, 運動靴」及び第 2 8 類「ゲーム用ボール, ボディビル用具, 運動用機械器具, スノーシュー, ローラースケート靴, 釣りざお, おもちゃ, アーチェリー用具, シヤトルコック, 運動用ネット, 体操用具, ひざ当て(運動用具), 保護用パッド(運動用被服の部分品), スケート靴, インラインスケート」(参考訳文)

【本件商標】



(2) 原告（美津濃株式会社）は、平成27年5月1日、本件商標の登録が商標法4条1項11号及び同項15号に該当するから、同法46条1項1号の規定により無効とされるべきものであるとして、本件商標の登録無効審判請求をした（無効2015-680001号）。

特許庁は、平成28年11月2日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同月10日、原告に送達された。

2 審決の理由の要点

(1) 引用商標（下記引用商標1及び2）

【引用商標1】



登録番号 第4716649号  
出願日 平成14年7月24日  
登録日 平成15年10月10日  
指定商品 第18類「皮革、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、かばん金具、がま口口金、傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄、乗馬用具、愛玩動物用被服類」、第25類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」及び第28類「遊戯用器具、囲碁用具、将棋用具、歌がるた、さいころ、すごろく、ダイスカップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マージャン用具、ビリヤード用具、おもちゃ、人形、愛玩動物用おもちゃ、運動用具、スキーワックス、釣り具、昆虫採集用具、遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。）」のほか、第1類、第3類、第4類、第6類、第8類、第9類、第11類、第12類、第14類、第16類、第19類、第20類、第21類、第22類、第23類、第24類、第26類、第27類及び第32類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品

## 【引用商標 2】



登録番号 第1703877号

出願日 昭和56年5月19日

登録日 昭和59年7月25日

指定商品の書換登録 平成17年3月9日

更新登録 平成26年6月24日

指定商品 第15類「楽器，演奏補助品，音さ」，第18類「乗馬用具」，第25類「運動用特殊衣服，運動用特殊靴（「乗馬靴」を除く。）」，乗馬靴，仮装用衣服」及び第28類「運動用具，おもちゃ，人形，囲碁用具，将棋用具，歌がるた，さいころ，すごろく，ディスクアップ，ダイヤモンドゲーム，チェス用具，チェッカー用具，手品用具，ドミノ用具，トランプ，花札，マージャン用具，遊戯用器具，ビリヤード用具，釣り具」のほか，第6類，第8類，第9類，第19類，第20類，第21類，第22類，第24類，第27類及び第31類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品

### (2) 引用商標の著名性について

引用商標は，原告の業務に係る商品「スポーツシューズ，スポーツウェア，スポーツバッグ」などを表示する商標として，本件商標の登録出願時及び登録査定時において，スポーツ用品に関連する商品の取引者，需要者の間に広く認識されていたものと認められる。

### (3) 商標法4条1項11号該当性について

本件商標は，左右の上方に位置する二つの辺の端を互いに交わることのない二本の曲線で結んだ横長の図形を黒塗りしたものであるところ，その左右の辺は，左を右の7倍ほどの長さにし，それぞれがハの字型に下方に向けて広がり，図形中央下部は，キセルの雁首のように湾曲して描かれており，左上部の辺と二本の曲線とが接する部分は角が丸められている構成よりなり，全体として，直ちに何らかの具体物をモチーフとしたものとは特定することはできず，幾何図形の一つと認識させるものと認める。

これに対し，引用商標は，左右の上方に位置する二つ辺と下部に位置する辺の端をそれぞれ互いに交わることのない曲線で結んだ横長の図形を黒塗りし，その中央部に逆三角形の白抜き部分を有するものであるところ，その左右の辺は，左を右の6倍（引用商標1）又は4倍（引用商標2）ほどの長さにし，それぞれが左方向に傾斜し，底部に水平の辺を有するものであって，三つの片

とそれぞれを結ぶ曲線とが接する部分は角が尖っている構成よりなり、全体として、尾がぴんと伸びた横向きの鳥のような印象を受けるものである。

そこで、両商標を比較すると、両者は、左右の上方に、左をより長くした長さの異なる2つの辺を有すること、その左右の辺の端を結ぶ曲線又は直線により図形の外形が形成されていることなどの点で共通するものであるが、構成各部分において、1) 底部における曲線と直線の差異(辺の数の差)、2) 図形の内部における白抜き部分の有無の差、3) それぞれの辺から延びる曲線の傾斜の差、4) 右上部の辺の傾斜方向の差、5) 左上部の辺と曲線の接する部分の角(尖っているか丸まっているかの差)の差異を有し、また、本件商標が何らモチーフを特定できないものであるのに対し、引用商標は鳥をモチーフとしたものとの印象を与えるものであるから、その構成全体から受ける印象も相違するものである。

そうすると、これらの相違から、本件商標と引用商標とは、その構成全体としてそれぞれが看者に与える印象が大きく異なり、それぞれ異なったものとして記憶されるとみるのが相当であるから、時と処を異にして接した場合も外観において混同を生ずるおそれはないものというべきである。

また、本件商標と引用商標は、特定の称呼、観念を生ずるものとはいえないから、称呼、観念においては比較することができない。

以上によれば、本件商標と引用商標とは、その外観、称呼及び観念のいずれにおいても、混同を生ずるおそれのない非類似の商標である。

したがって、本件商標は、商標法4条1項11号に該当しない。

#### (4) 商標法4条1項15号該当性について

引用商標は、請求人である原告の業務に係る商品「スポーツシューズ、スポーツウェア、スポーツバッグ」などを表示する商標として、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、スポーツ用品に関連する商品の取引者、需要者の間に広く認識されていたものと認められる。

しかしながら、本件商標は、引用商標と類似しないものであり、その相違の程度の高い別異の商標といえ、また、他に混同を生ずるとすべき格別の事情もない。

したがって、本件商標は、これをその指定商品について使用しても、その商品の需要者が、請求人である原告と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同するおそれがある商標とはいえない。

請求人である原告の主張については、本件商標と引用商標とは、その構成全体としてそれぞれが看者に与える印象が大きく異なることからすれば、被服や靴などにワンポイントマークとして使用した場合であっても、両商標を判別することは十分に可能であって、混同を生ずるおそれはないといえること、スポーツの場面における商標の見え方、見る時間等は、商品の取引の実情とはいえないこと、新聞記事やツイッターへの多くの書き込みは、本件商標が引用商標

の盗用ではないかといった趣旨の内容であり、これらの記載者は、本件商標と引用商標とが別異の出所を表示するものであるとの認識に立っていることは明らかで、これらを根拠として本件商標が請求人である原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標であるとはいえないことからすると、いずれも採用することができない。

以上によれば、本件商標は、商標法4条1項15号に該当しない。

## 【判 断】

### 1 取消事由2（商標法4条1項15号該当性判断の誤り）について

原告は、本件商標が商標法4条1項15号に該当しないとした審決の認定判断は誤りであると主張するので、以下、検討する。

(1) 商標法4条1項15号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」は、当該商標をその指定商品等に使用したときに、当該商品等が他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品等であると誤信されるおそれ、すなわち、いわゆる広義の混同を生ずるおそれがある商標をも包含するものであり、同号にいう「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の関連性の程度、需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、上記指定商品等の需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断すべきである（最高裁平成10年（行ヒ）第85号同12年7月11日第三小法廷判決・民集54巻6号1848頁参照）。

### (2) 本件商標と引用商標との対比

審決は、本件商標の構成について、前記第2の2(3)のとおり認定した上で、引用商標と対比し、両者は、前記同1)から5)の差異を有し、また、本件商標が何らモチーフを特定できないものであるのに対し、引用商標は鳥をモチーフとしたものとの印象を与えるものであるから、その構成全体から受ける印象も相違すると判断した。これに対し、原告は、本件商標と引用商標の構成についての審決の認定に誤りがあることを前提に、本件商標と引用商標とは多数の共通点があり、審決の認定した上記差異1)、3)～5)については、微差であり、2)については、本件商標と引用商標の特徴的部分ではなく、また、取引の実情等を考慮すると、2)の差異があることによって、出所の混同を生じるおそれがないとはいえないなどと主張する。

ア 本件商標と引用商標の構成

#### (ア) 本件商標の構成

本件商標は、前記のとおり図柄であり、左右の上方に位置する二つの辺の端を互いに交わることのない二本の曲線で結んだ横長の図形を黒塗りしたものであるところ、その左右の辺は、左を右の7倍ほどの長さにし、それぞ

れがハの字型に下方に向けて広がり、図形中央下部は、キセルの雁首のように湾曲して描かれており、左上部の辺と二本の曲線とが接する部分は角が丸められている構成からなるものであって、本件商標の基本的な構成は、概ね、審決が認定したとおりであるといえる。

#### (イ) 引用商標の構成

引用商標は、前記のとおりを図柄であり、左右の上方に位置する二つの辺と下部に位置する辺の端をそれぞれ互いに交わることのない曲線で結んだ横長の図形を黒塗りし、その中央部に逆三角形形状の白抜き部分を有するものであるところ、その左右の辺は、左を右の6倍（引用商標1）又は4倍（引用商標2）ほどの長さにし、それぞれが左方向に傾斜し、底部に水平の直線を有するものであって、三つの辺とそれぞれを結ぶ曲線とが接する部分は角が尖っている構成からなるものであって、引用商標の基本的な構成は、概ね、審決が認定したとおりであるといえる。

#### イ 本件商標と引用商標との異同

審決が認定したとおり、本件商標と引用商標とは、左右の上方に、左をより長くした長さの異なる二つの辺を有すること、その左右の辺の端を結ぶ曲線又は直線により図形の外形が形成されていることなどの点で共通するものであるが、構成各部分において、1) 底部における曲線と直線の差異（辺の数の差）、2) 図形の内部における白抜き部分の有無の差、3) それぞれの辺から延びる曲線の傾斜の差、4) 右上部の辺の傾斜方向の差、5) 左上部の辺と曲線の接する部分の角（尖っているか丸まっているかの差）の差異などを有することに加え、被告が指摘するように、本件商標は、引用商標よりも縦幅が短く、本件商標と引用商標とは縦横比が相違することから、引用商標と比較して、平たい印象を受けることなどの差異を有することが認められる。以上のような差異、特に、2) 図形の内部における白抜きの逆三角形部分の有無を考慮すると、本件商標と引用商標とを直接対比した場合の視覚的印象は別異のものということもできる。

しかしながら、本件商標及び引用商標の全体的な構図をみると、本件商標と引用商標は、いずれも、その全体の図柄として左端に比して右端が高くなるように右上方に傾斜しており、左上部分には右上方向に傾斜している直線があり、その傾斜直線の左端から鋭角に中央下部へ延びる曲線があり、また、上記傾斜直線の右端から鋭角に左下方向へ向かうとともに、弧を描きながら湾曲して右上がりに緩やかな曲線が延びており、その曲線の終点である右上部から中央部に向けて曲線が延びている構成を有するものといえる。そして、上部の左端から右方向に延びる直線の傾斜角度及び湾曲した部分の下から右端に向かって上方に傾斜している曲線の傾斜角度は比較的類似していること、上記湾曲部の深さの比率や傾きの度合いも類似していること、本件商標と引用商標の左側部分における、それぞれの最も厚い部分の幅はほぼ同じであることなどの点において、本件商標と引用商標とは共通するものであ

り、本件商標の全体的な配置や輪郭等については、引用商標（特に上側部分）と比較的高い類似性を示すものであるといえることができる。

### (3) 引用商標の周知著名性

証拠（甲6～81, 118～125）及び弁論の全趣旨によれば、引用商標は、我が国においては、昭和58年にスポーツシューズについて使用が開始され、その後、昭和62年からは、スポーツウェアやアパレル製品、スポーツバッグなどにも付されるようになり、平成10年には原告のハウスマークとして使用されており、平成19年以降には、原告の製品全てに付されるようになったこと、引用商標が使用開始された昭和58年以降、平成26年に至るまで、引用商標が付されたスポーツウェアやアパレル製品、スポーツバッグなどは多数販売され、その売上高は、平成20年度以降、毎年合計で1000億円以上に達していること、昭和58年から平成26年にかけて、引用商標を付した商品は、オリンピックなどのスポーツイベントで使用され、テレビ、雑誌、新聞その他多くのメディアにおいて紹介され、また、宣伝広告されてきたことなどが認められる。

以上の事実に加え、原告の知名度に関する本件調査の結果（甲223）も考慮すると、引用商標は、原告の業務に係る商品である「スポーツシューズ、スポーツウェア、スポーツバッグ」などを表示する商標として、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、スポーツ用品に関連する商品の需要者の間に広く認識されていたものと認められる。

### (4) 本件商標の指定商品と引用商標に係る商品

本件商標の指定商品は、第18類「擬革、通学用かばん、バックパック、旅行用小型手提げかばん、スケート靴用革ひも、獣皮、傘」、第25類「被服、新生児用被服、水泳着、防水加工を施した被服、履物及び運動用特殊靴、帽子、メリヤス下着・メリヤス靴下、スカーフ、手袋（被服）、スポーツジャージ及び競技用ジャージ、ティーシャツ、ジャケット（被服）、フットボール靴、サンダル靴及びサンダルげた、運動靴」及び第28類「ゲーム用ボール、ボディビル用具、運動用機械器具、スノーシュー、ローラースケート靴、釣りざお、おもちゃ、アーチェリー用具、シャトルコック、運動用ネット、体操用具、ひざ当て（運動用具）、保護用パッド（運動用被服の部分品）、スケート靴、インラインスケート」であり、当該指定商品は、引用商標の著名性が需要者に認識されている分野であるスポーツ用品（運動用具）関連の商品を含むものであるといえる。

### (5) 商標の使用形態等における取引の実情

証拠（甲12, 19, 28, 29, 34, 36, 38, 40, 43, 54, 68, 69, 112, 165, 167, 175）及び弁論の全趣旨によれば、引用商標は、スポーツシャツ、スポーツジャージなどのウェアや靴下、帽子などについて、刺繍やプリントなどによるいわゆるワンポイントマークとして付されているものも多くあること（なお、引用商標だけでなく、他の著名な図

形商標も、スポーツ用品（運動用具）に関連する商品などにワンポイントマークとして付されていることが多いといえる。）、シューズ（運動靴）については、靴の側面に商標を付する表示形態が多く採用されていることが認められる。また、証拠（甲9、10、22、23、25、28、120）及び弁論の全趣旨によれば、そのような態様で商標を付したスポーツシャツやシューズが商品カタログやスポーツ雑誌等において紹介されており、プロスポーツ選手等が上記の表示形態で商標が付されたスポーツシャツなどのウェアやシューズを身に付けている写真等も掲載されていること、また、プロスポーツ選手等が上記の表示形態で商標が付されたスポーツシャツなどのウェアやシューズを身に付けている場面を、プロスポーツの試合会場やテレビ中継等で目にする機会も多いことなどが認められる。そして、本件商標が、その指定商品である被服、スポーツジャージ、靴下、帽子、運動靴などの商品分野において使用される場合には、ワンポイントマークとして表示される可能性が高いものといえることができる（甲165、167、175）。

このように、本件商標がワンポイントマークとして表示される場合などを考えると、ワンポイントマークは、比較的小さいものであるから、そもそも、そのような態様で付された商標の構成は視認しにくい場合があるといえる。また、マーク自体に詳細な図柄を表現することは容易であるとはいえないから、スポーツシャツ等に刺繍やプリントなどを施すときは、むしろその図形の輪郭全体が見る者の注意を惹き、内側における差異が目立たなくなることが十分に考えられるのであって、その全体的な配置や輪郭等が引用商標と比較的類似していることから、ワンポイントマークとして使用された場合などに、本件商標は、引用商標とより類似して認識されるとみるのが相当である（本件商標と引用商標の差異のうち、比較的特徴的であるといえる白抜き逆三角形部分についても、外観において紛れる場合が見受けられる。）。さらに、多数の商品が掲載されたカタログ等や、スポーツの試合観戦の場合などにおいては、その視認状況等を考慮すると、特に、外観において紛れる可能性が高くなるものといえる。

また、本件商標の指定商品は、「被服」を始め「帽子、メリヤス靴下、スカーフ、サンダル靴、ティーシャツ」等であり、日常的に消費される性質の商品が含まれ、スポーツ用品（運動用具）関連商品を含む本件商標が使用される商品の主たる需要者は、スポーツの愛好家を始めとして、広く一般の消費者を含むものといえることができる。そして、このような一般の消費者には、必ずしも商標やブランドについて正確又は詳細な知識を持たない者も多数含まれているといえ、商品の購入に際し、メーカー名やハウスマークなどについて常に注意深く確認するとは限らず、小売店の店頭などで短時間のうちに購入商品を決定するということが少なくないと考えられる。

#### **(6) 混同を生ずるおそれについて**

本件商標と引用商標は、全体的な構図として、配置や輪郭等の基本的構成を



共通にするものであり、本件商標が使用される商品である被服等の商品の主たる需要者が、商標やブランドについて正確又は詳細な知識を持たない者を含む一般の消費者であり、商品の購入に際して払われる注意力はさほど高いものとはいえないことなどの実情や、引用商標が我が国において高い周知著名性を有していることなどを考慮すると、本件商標が、特にその指定商品にワンポイントマークとして使用された場合などには、これに接した需要者（一般消費者）は、それが引用商標と全体的な配置や輪郭等が類似する図形であることに着目し、本件商標における細部の形状（内側における差異等）などの差異に気付かないおそれがあるといえる。

また、引用商標は、スポーツ用品（運動用具）関連の商品分野において、原告の商品を表示するものとして、需要者の間において著名であるところ、本件商標の指定商品には、引用商標の著名性が需要者に認識されているスポーツ用品（運動用具）関連の商品を含むものであるから、本件商標をその指定商品に使用した場合には、これに接する需要者は、著名商標である引用商標を連想、想起して、当該商品が原告又は原告との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある者の業務に係る商品であると誤信するおそれがあるものというべきである。

したがって、本件商標は、商標法4条1項15号に該当するものとして商標登録を受けることができないというべきであるから、これと異なり、本件商標が同号に該当しないとされた審決の判断には誤りがあるといわざるを得ない。

#### (7) 被告の主張について

ア 被告は、本件商標と引用商標とは、審決が認定した差異以外に、商標の縦横比の相違、左端頂部の高さの相違、左上部の左傾斜直線の長さの相違を有するものであり、看者に与える印象が大きく異なるというのが相当であるから、外観において混同を生ずるおそれはない旨主張する。

確かに、本件商標と引用商標とを対比すると、前記のとおり、具体的な構成においていくつかの相違点が認められるものである。しかしながら、前記認定のとおり、引用商標は、前記のような図柄であって、原告の商品を表示するものとして、いわゆるスポーツ用品関連の商品分野において、高い著名性を有していたことに照らせば、被告が指摘するような具体的構成における差異が存在するとしても、引用商標と全体的な輪郭等の構成が共通していると認められる本件商標をスポーツ用品関連の商品を含む本件商標の指定商品に付して使用した場合には、これに接する需要者において、当該商品が原告又は原告との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある者の業務に係る商品であると誤信するおそれがあるものというべきである。

また、具体的な構成において引用商標と相違する点があるとしても、その全体的な輪郭等の構成が引用商標と客観的に類似性の高いものとなっており、これをワンポイントマークとして使用した場合などには、一般の消費者

の注意力などをも考慮すると、出所の混同を生ずるおそれがあることは前記のとおりである。

なお、商標法4条1項15号該当性の判断は、当該商標をその指定商品等に使用したときに、当該商品等が他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品等であると誤信されるおそれが存するかどうかを問題とするものであって、当該商標が他人の商標等に類似するかどうかは、上記判断における考慮要素の一つにすぎないものである。被告が主張するような差異が存在するとしても、その点については、本件商標の構成において格別の出所識別機能を発揮するものとははいえないし、単に本件商標と引用商標の外観上の類否のみによって、混同を生じるおそれがあるか否かを判断することはできない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

イ 被告は、商標の使用態様がシューズ等へのワンポイントマークとしての使用であったとしても、①自分自身のパフォーマンス向上のためにどのシューズ、ウェア、用具を使用するかを重要な関心事とし、試合会場やテレビで放送される試合の内容のみならず、選手がどのようなブランド、モデルの商品を使用しているかにまで注目し、それと同じブランド、モデルの購入を検討するスポーツ愛好家たる需要者は、スポーツ用品ブランドについて相当の知識もあるし、「自分自身のパフォーマンスの向上」が掛かっているから、商品購入時には相当の注意を払うといえること、②商品の購入時には、購入店においてははっきりと商標を確認することができ、引用商標の白抜きの逆三角形の部分はずぶれることなく、はっきりと認識できることなどからすると、本件商標と引用商標とで商品の出所の混同を生ずるおそれはない旨主張する。

確かに、本件商標の指定商品について、被告がいうようなスポーツ愛好家も需要者であるといえるけれども、前記のとおり、本件商標の指定商品は、「被服」を始め「帽子、メリヤス靴下、スカーフ、サンダル靴、ティーシャツ」等であり、日常的に消費される性質の商品が含まれ、これを購入する者が特別の知識を有しない一般の消費者であることに照らせば、需要者全体の注意力が高いと直ちに認めることはできない。また、上記の商品において、商標等の表示がいわゆるワンポイントマークとして比較的小さく付されることが多い実情に照らしても、本件商標と引用商標の間の白抜きの逆三角形部分などの相違点に需要者の注意が向けられないままに商品の選択、購入がされる場合が少なくないものと考えられる。

すなわち、ワンポイントマークは、比較的小さいものであり、マーク自体に詳細な模様や図柄を表現することは實際上容易ではなく、これを商品に付して使用する場合には、その図形の輪郭全体が見る者の注意を惹き、内側における差異が目立たなくなることが十分に考えられる。そして、本件商標

は、その全体的な配置や輪郭等が引用商標と類似していることから、白抜き  
の逆三角形部分の有無にかかわらず、外観において引用商標と相紛れる場合  
が見受けられるのは前記のとおりである。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

## 2 小括

以上によれば、本件商標が商標法4条1項15号に該当しない旨の審決の判  
断は誤りであり、原告が主張する取消事由2は理由がある。

### 【結 論】

以上のとおり、原告主張の取消事由2は理由があり、その余の取消事由につ  
いて判断するまでもなく、原告の請求は理由があるから、これを認容すること  
として、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

#### 1. 審決の考え方

##### (1) 法4条1項11号の適用について

引用商標は、原告の業務に係る商品「スポーツシューズ、スポーツウェア、ス  
ポーツバッグ」などを表示する商標として、本件商標の登録出願時と登録査定時  
において、スポーツ用品に関連する商品の取引者、需要者間に広く認識されてい  
たものであることを、審判では認めていた。

そこで、本件商標は、左右の上方に位置する2つの辺の端を、互いに交わるこ  
とのない2本の曲線で結んだ横長の図形を黒塗りしたものであるところ、その  
左右の辺は左を右の7倍くらいの長さにし、それぞれハの字形に下方に向けて  
広がり、図形中央下部は、キセルの雁首のように弯曲して描かれ、左右上部の辺  
と2本の曲線とが接する部分は角が丸められている構成から成り、全体として  
直ちに何らかの具体的なモチーフとしたものとは特定することはできず、幾何  
(学)図形の種類と認識させるものと認める、と認定した。

これに対し引用商標は、左右の上方に位置する2つの辺と下部に位置する辺  
の端をそれぞれ互いに交わることのない曲線で結んだ横長の図形を黒塗りし、  
その中央部に逆三角形の白抜き部分を有するものであるところ、その左右の  
辺は、左を右の6倍（引用商標1）または4倍（引用商標2）ほどの長さにし、  
それぞれを左方向に傾斜し、底部に水平の辺を有するものであり、3つの片とそ  
れぞれを結ぶ曲線とが接する部分は角が尖っている構成よりなり、全体として、  
尾がぴんと伸びた横向きの鳥のような印象を与えている、と認定した。

そこで、両商標を比較すると、両者は、左右上方に左をより長くした長さの異  
なる2つの辺を有し、その左右の辺の端を結ぶ曲線または直線によって図形の  
外形が形成されていることなど、共通するものはある。

しかし、(具象的には)構成各部分において、両商標は底部における曲線と直  
線の辺の数の差、図形における白抜き部分の有無の差、それぞれの辺から延びる  
曲線の傾斜の差、右上部の辺の傾斜方向の差、左上部の辺の曲線の接する部分の  
角の差異があり、(抽象的には)引用商標は鳥をモチーフとしたものとの印象を

与えるのに対し、本件商標は何らモチーフを特定できないものであるから、その構成全体から受ける印象も相違する、と認定したのである。

すると、両意匠は、その構成全体として、それぞれが看者に与える印象は大きく異なり、それぞれ異なるものとして記憶されるから、時と処を異にして接した場合も、外観において混同を生じるおそれはないし、また両商標はそれぞれ特定の称呼、観念を生ずるものとはいえ、称呼、観念においては比較することはできないから、両商標はその外観、称呼、観念のいずれにおいても混同を生ずるおそれのない非類似の商標であり、本件商標は法4条1項11号には該当しないと判断した。

## (2) 法4条1項15号の適用について

引用商標は、本件商標とは類似せず、相異の程度の高い別異の商標といえ、また混同を生ずるとすべき格別の事情もないから、本件商標はその指定商品に使用しても、商品の需要者が、請求人である原告と、経済的又は組織的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であると認識し、商品の出所について、混同するおそれがある商標とはいえない、と認定したのである。

また、両商標は、被服や靴などにワンポイントマークとして使用した場合でも、両商標を判別することは十分可能で、混同を生ずるおそれはないといえるし、スポーツの場面における商標の見え方、見る時間等は商品の取引の実情といえない等から、本件商標が請求人（原告）の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標とはいえないと認定し、法4条1項15号には該当しないと判断した。

(3) 以上、要約した本件審決の考え方を批判すると、まず商標法4条1項11号と同条項15号との立法趣旨の相違を正確に理解していないように見える。けだし、11号については、「商標の外観、称呼、観念において混同を生ずるおそれのない非類似の商標」と解しているからである。しかし、ここは論理は逆であり、標章自体が類似するから、その結果として商品の混同が起こると解すべきであるから、標章自体が非類似であれば、原則として需要者による商品の混同は起らないのである。

15号については「原告と経済的又は組織的に何らかの関係がある者の業務に係る商品と認識し、商品の出所を混同するおそれがある商標」と解している点は妥当であり、15号の（ ）書きに注意すべきである。

また、ワンポイントマークとしての使用態様やスポーツ場面における使用態様に言及し、商品の混同を生ずるおそれがある商標の使用とはいえないと認定したが、現実果たしてそうだろうか。

## 2. 判決の考え方

(1) 判決は、本件商標に対する拒絶理由として、法4条1項11号については適用せず、専ら同条項15号について適用したのである。即ち、同号にいう「混同を生ずるおそれ」の有無は、①当該商標と他人の表示との類似性の程度、②他人の表示の周知著名性及び独創性の程度、③当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の関連性の程度、④需要者の共通性その他の取引の実情などに照らし、⑤上記指定商品等の需要者において普通に払われる注意力を基

準とし、⑥総合的に判断すべきである、との要件を判示した判例に基づいて事実認定した結果、本件商標にあっては、対引用商標との関係では、いずれの要件をも充足するものである、と認定されたのである。

(2) 裁判所は、審決が認定した両商標の差異のうち、特に2) 図形の内部における白抜き部分の逆三角形部分の有無を考慮すると、直接対比した場合の視覚的印象は別異のものということができる、と認定するものの、両商標の全体的な構図を見ると、「いずれも、その全体の図柄として左端に比して右端が高く成るように右上方に傾斜しており、左上部分には右上方向に傾斜している直線があり、その傾斜直線の左端から鋭角に中央下部へ延びる曲線があり、・・・そして、・・・本件商標の全体的な配置や輪郭等については、引用商標（特に上側部分）と比較的高い類似性を示すものである」と説示している。

この説示は、需要者の1人である筆者でも、本件商標の図形創作のイメージは引用商標に由来しているものではないかという疑いが痛切にあり、しかも被告（出願人）は中国法人であるという先入観もあるから、その思いは強いのである。

この思いは、裁判所が、引用商標の周知著名性は昭和58年（1983）にスポーツシューズの使用開始以来、平成26年（2014）に至るまで、多くのスポーツ関係グッズに使用され、TV、雑誌、新聞などのメディアで紹介され、宣伝広告されている事実を知れば、ますます強くなるであろう。

さらに、引用商標の商標権者（原告）は、前記事実の裏付けのための証拠を多数提出しただけでなく、引用商標の周知著名性を立証する調査結果（甲223）を提出したというが、この証拠は裁判所において決め手となったと思われる。

(3) そこで、裁判所は本件商標と引用商標とは、商品の混同を生ずるおそれがあるものと認定したが、その理由は、全体的な構図として配置や輪郭等の基本的構成を共通にし、本件商標が使用される商品である被服等の商品の主たる需要者が、商標やブランドについて正確・詳細な知識を持たない者を含む一般消費者であってみれば、引用商標がわが国では高い周知著名性を有していることを考慮し、これに接した需要者は、それが引用商標と全体的な配置や輪郭等が類似する図形であることに着目し、本件商標における細部の形状などの差異には気付かないことだろうと説示しているが、これは正に需要者心理を見抜いている判断である。

また、裁判所は、本件商標をその指定商品に使用した場合には、需要者は著名商標である引用商標を連想、想起して、当該商品が原告又は原告との緊密な営業上の関係者の業務に係る商品である、と誤信するおそれがあるものというべきである、と説示している。

### 3. その他のこと

本件商標は中国法人による国際出願登録であるところ、現に中国において使用されているのだろうか。もし引用商標が原告によって中国においても登録され使用されているとすれば、問題が起こっていないのだろうか。

同様のことは、他国においても思われるところである。スポーツに係る商

品についての商標問題であるから、今後国際的にいろいろと起こる問題かも知れない。

なお、引用商標の創作は日本人のデザイナーによるものであろうが、本件のような商標登録無効審判事件であっても、本件商標や引用商標のデザイナーによる創作についての証言があってもよいのではなかろうか。けだし、商標とは、人の知覚によって認識することができる文字、図形、記号、立体的形状などの作品だからである。そうすると、デザイナーからは引用商標を知っていたかとか、参考にして創作したかとかの証言が聞けたかも知れないのである。しかし、これは著作権法上の問題であって、商標法上の問題とはなりにくいことかも知れない。

[牛木 理一]